

# 特定非営利活動法人ジャパンマック コンプライアンス規程

令和4年11月15日実施

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ジャパンマック（以下「当法人」という。）が、直面し又は将来において直面する可能性のあるコンプライアンス（法令及び当法人の定める各種規則の遵守をいう。以下、同じ。）に関する諸問題を適切に処理し、もって当法人の事業活動を公正かつ適正に運営するための組織及び施策の実施についての原則を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 当法人の役員及び職員（当法人の従業員及び当法人から業務の委託を受ける者、当法人の事業活動に関与するボランティアをいう。以下、役員を含め「役職員等」という。）は、当法人が別に定める倫理規程（以下、「倫理規程」という。）の内容を理解し、当法人の事業活動に従事するに際しては倫理規程の内容に従うものとする。

## (コンプライアンス管理機関)

第3条 当法人は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる機関を置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部

## (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、定員を1名以上とし、当法人の理事の中から、理事会の決議により代表理事が任命する。

## (コンプライアンス担当理事の職務)

第5条 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンスに関する一切の事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施を行う。

2 コンプライアンス担当理事には、前項の職務を実施するため以下を任ずる。

- (1) コンプライアンス施策実施の責任者
- (2) コンプライアンス違反事例対応に関する統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

3 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、当法人のコンプライアンスに関する事項について、定期的に報告しなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は以下に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 当法人の理事のうちコンプライアンス担当理事及び理事会の決議により代表理事が任命した者
- (2) コンプライアンス統括部長
- (3) 外部有識者

2 コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス担当理事とする。ただし、コンプライアンス担当理事が事故によりその職務を行えないときは、コンプライアンス委員の互選により委員長を定めるものとする。

3 第1項にかかわらず、コンプライアンス委員会が取り扱う議事の内容に利害関係を有する委員は、当該議事に関して参加をすることができない。

(コンプライアンス委員会の庶務)

第7条 コンプライアンス委員会は、その庶務を当法人事務局に処理させる。

(コンプライアンス委員会の職務)

第8条 コンプライアンス委員会は、以下に掲げる事項に関するコンプライアンス担当理事の諮問に対し答申を行わなければならない。

- (1) コンプライアンスに関する施策の検討及び実施方法
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の確実な実施と公表
- (6) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 前項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会は当法人のコンプライアンスに関する事項について、委員の過半数の決議により、当法人の理事に対して勧告を行うことができる。

(コンプライアンス委員会の開催)

第9条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、毎年3月に、委員長が招集する。

2 前項にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時委員会を招集することができる。

3 委員は、コンプライアンスに関する事項について勧告をすることが必要であると考えるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。このとき、委員長が委員会の招集を行わないときは、委員長はその理由を委員会の招集を求めた委員に通知しな

ければならない。

(コンプライアンス統括部)

第10条 コンプライアンス統括部の事務は、当法人事務局が所掌する。

- 2 代表理事は、コンプライアンス担当理事と協議のうえ、当法人の職員の1名をコンプライアンス統括部長に任命し、コンプライアンス統括部の業務の指揮に当たらせる。
- 3 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス担当理事の職務を補佐し、当法人のコンプライアンスに関わる一切の事項に関する企画及び運営を行う。
- 4 コンプライアンス統括部は、当法人のコンプライアンスに関する状況、その他コンプライアンスに関わる一切の事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的及び必要に応じて報告する。

(コンプライアンス違反行為の報告及び調査)

第11条 役職員等は、他の役職員等に倫理規程その他法令または当法人の定める規定に違反する行為、若しくはこれらに該当するおそれがある行為（以下、「コンプライアンス違反行為」という。）があると判断したときは、これを速やかにコンプライアンス統括部、又はコンプライアンス担当理事に報告しなければならない。

- 2 コンプライアンス統括部長は、コンプライアンス統括部がコンプライアンス違反行為の報告を受けたときは、受領した全ての情報を、コンプライアンス担当理事に報告するとともに、当該コンプライアンス違反行為に関する事実関係を調査しなければならない。
- 3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス違反行為に関する報告を受領したときは、コンプライアンス統括部に速やかに事実関係の調査を命じるとともに、コンプライアンス違反行為に対する対応策を講じなければならない。

(コンプライアンス教育)

第12条 代表理事は、役職員等に対してコンプライアンスに関する周知を行わなければならない。

- 2 役職員等は、倫理規程を含むコンプライアンスに関する事項について、自ら進んで情報を得るよう努めなければならない。

(改廃手続)

第13条 この規程を改正し又は廃止するときは、理事会の決議をもって行わなければならない。

附 則

この規程は、令和4年11月15日から実施する。